



支えたい。

*We are here
to make you smile.*

誰かを支えて
頑張るあなたを



障害福祉・介護保険サービス事業者の皆様へ

「こども・若者ケアラー」 への支援

～ 令和4年度の取り組み ～

令和4年3月
神戸市



- ◆ 『**ヤングケアラー**』とは、法律上の定義はありませんが、
(家族にケアを要する人がいることで)
『本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを
日常的に行っている児童 (厚生労働省ホームページより)』

一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、18歳未満を「ヤングケアラー」と位置づけています。

- ◆神戸市では、18歳未満の児童だけでなく、20代の若者を含めて支援の対象としており、「**こども・若者ケアラー**」という名称を使用。



1. こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)の例

BE KOBE



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

◆日本ケアラー連盟においては、ヤングケアラーの具体例として、上記のように紹介されています。



1. ヤングケアラーの実態調査(厚生労働省・R3年4月)

世話をしている家族が「いる」

中学2年生：5.7%

高校2年生(全日制)：4.1%

世話について相談した経験が「ない」

中学2年生：67.7%

高校2年生(全日制)：64.2%

自分の今の状況について話を聞いて欲しい

中学2年生：12.9%

高校2年生(全日制)：16.6%

平日1日当たり世話に費やす時間「7時間以上」1割程度

中学2年生：14.7%

高校2年生(全日制)：15.4%



2. 神戸市における取り組み(令和2年度)

BE KOBE

1. プロジェクトチームでの検討(令和2年11月~)

- ・福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局から編成
- ・関係者のヒアリングを実施

2. 令和3年度からの取り組み(3つの施策)を決定

- ・相談・支援窓口の設置
- ・身近な方々への理解の促進
- ・交流と情報交換の場の設置

3. 10代だけでなく20代の若者への支援も行う

名称: 「こども・若者ケアラー」



1. 相談・支援窓口の設置(全国初)

- ・関係者および当事者からの相談を受け、支援の調整を担う窓口を設置する
(教育現場との連携・庁内ネットワーク・事例検討会)

2. 身近な方々への理解の促進

- ・学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通して、こども・若者
ケアラーへの理解の促進を図る

3. 交流と情報交換の場(ふうのひろば)

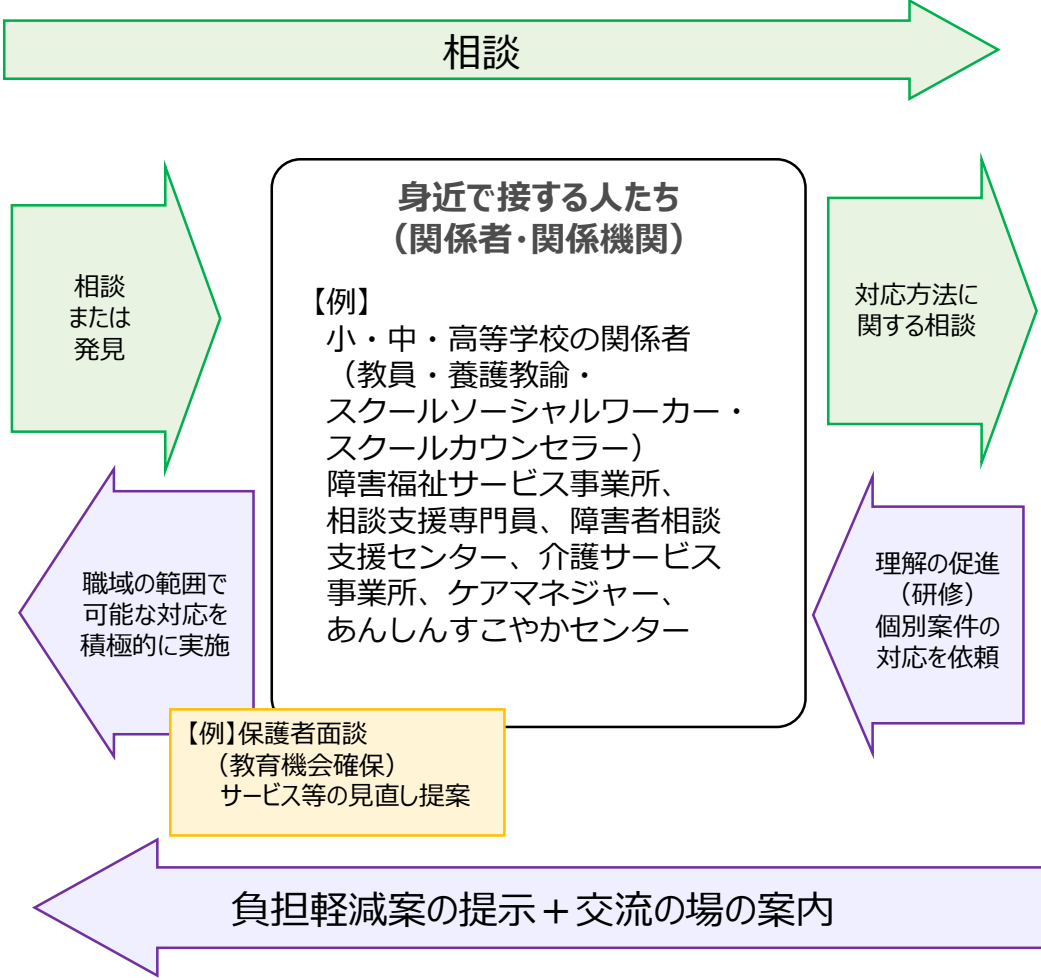
- ・主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり
- ・小・中学生には、こどもらしく過ごせる場として、こども食堂や学習支援等を紹介



3. 相談から支援までの流れ

こども・若者ケアラーがいる世帯

(例)
幼い弟妹の世話をしている。
病気の家族・障害のある家族・高齢の家族のケアをしている。



こども・若者ケアラー相談・支援窓口 (福祉局政策課)

- ・ 施策の企画・運営 (研修・場づくり)
- ・ 関係者や当事者からの相談対応、関係機関を集めてのケース検討、対応依頼・情報共有
- ・ アウトリーチ等の調整

区こども家庭支援室

「児童虐待 (例：ネグレクト)」が疑われる場合、および「養育環境に課題がある世帯」の場合、こども家庭支援室が主となり対応



4. 相談状況(相談受付・相談対象・相談者)

BE KOBE

令和4年2月28日現在

相談受付	電話	来所	メール	合計
相談件数	107	23	20	150

相談対象	こども	若者	その他	合計
対象数	42	16	92	150

※こども(小学生16・中学生17・高校生6・定時制2・無職1)

※若者(高校生1・専門学校1・定時制2・大学生2・社会人10)

相談者	本人・家族	関係者	関係機関	合計
相談件数	13	2	43	58

※関係者(自治会、民生委員)

(相談対象58件の内訳)

※関係機関(学校・SSW・地域包括・障害相談・医療機関・区役所等)



4. 相談状況(年齢層と相談経路)

年齢層	相談経路	当事者	家族	関係機関 (学校関係)	関係者
こども ケアラー	小学生		2	14(7)	
	中学生		5	12(7)	
	高校生	1		7(2)	1
若者 ケアラー	学生			6(2)	
	社会人	5		4	1
合計		6	7	43(18)	2

※相談件数150件のうち、こどもケアラー42件、若者ケアラー16件

※残り92件は市外の当事者や匿名、30歳以上等からの相談



4. こども・若者ケアラーの相談・支援の実際

(関係機関からの相談事例)

- ◆ひとり親家庭における親の病気や障がい
- ◆認知症の家族の介助・見守り
- ◆障がいを抱えるきょうだいのお世話



(相談から支援の流れ)

- ・当事者や支援者、関係機関からの相談を相談窓口にて受理
- ・行政や学校、関係機関からの情報収集による**家族全体をアセスメント**
- ・必要に応じて、学校、関係機関による**個別支援会議の開催（支援計画の策定）**
- ・学校、関係機関、相談窓口による①**寄り添う支援・見守り**、②**家族へのアプローチ**、③**交流と情報交換の場の紹介**、④**公的サービスの調整・活用等**

(支援のポイント)

- ・支援を拒否するケースへの対応 **(家庭におけるケア文化や価値感を理解する)**
- ・危機感（リスク評価）の共有



5. ふうのひろば(交流と情報交換の場)

BE KOBE

- 日 時 毎月第2土曜日の午後(2時間程度)
- 場 所 神戸市青少年会館(オンライン参加可能)
- 対 象 概ね16歳~30歳(神戸市在住・在勤・在学の方)
- 参加費 無料
- 内 容 ゆったりカフェタイム・レクレーション・お話しタイム・わかちあいなど
- 委 託 NPO法人 こうべユースネット

「ふう」に込めた意味
ふうと一息(リラックス)
潮風
future(未来)



■思い...

「居場所」のうち「相談」ところにより「宅配」

ふうのひろば

～交流・情報交換の場～

日時：毎月 第2土曜日
14時～16時(予定)
場所：神戸市青少年会館
(JR神戸駅より徒歩5分)
対象：おおむね16歳～30歳
参加費：原則無料



ホームページ
参加申し込み
Instagram
Twitter
はコチラから→



お申込み・問い合わせ
企画・運営：NPO 法人こうべユースネット
住所：〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-3-3
ハーバーセンター5階 神戸市青少年会館内
電話：078-381-6508 FAX：078-381-5913
Mail：tsunagaru@kobe-youthnet.jp

ケアの程度は問いません。
同じような思いを持つ若者が
集まり、いつもの日常を離れ
少しほっとできる時間を
すごしませんか？

こども・若者ケアラー
当事者のための居場所ができました。

こんなことができます

- ◎ゆったりすごす。
- ◎お話をしたり、きいたり。
- ◎自分のために時間を使う。

参加者のみなさんの
ニーズに合わせて内容を
組んでいきます。

どんな人が参加できる？

- ・ケアのある家庭で育った。
 - ・病気や障がいのある、家族のサポートをしている(していた)。
- そのようなことから、学業や仕事、人間関係に悩むことがある。



6. 神戸市における取り組み(令和4年度)

BE KOBE

1. こどもケアラー世帯への訪問支援事業(新規)

- ・こども家庭局と共同で、訪問支援が必要なこどもケアラー(18歳未満)が属する世帯に対し、ヘルパーを派遣し、ケア負担の軽減を図る
- ・8月頃開始予定(月4回・3か月継続・利用料無料)

2. 相談・支援窓口の設置(継続)

- ・当事者や関係機関からの相談を受けるとともに、関係機関との連携強化を図る(教育現場との連携・庁内ネットワーク・事例検討会)
- ・学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通して、理解の促進を図る

3. 交流と情報交換の場(ふうのひろば)(継続)

- ・主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり
- ・月1回「ふうのひろば」をNPO法人に委託して運営するとともに、オンラインによる参加を可能とし、参加しやすい環境を整備する



7. こども・若者ケアラーに“気づく”こと

BE KOBE

- 国の実態調査では、こども・若者ケアラーであるということを自身で認識するのは難しいということが指摘されています。
- 約半数が、自分がケアをしていることを誰にも話していないとのことで、家族以外が把握することは簡単ではありません。

一方で、第三者が気づくことのできる「様子」や「状況」の例もあり、**身近にいる関係者がこれを認識することで、少しでも多くのこども・若者ケアラーを発見・支援することが可能**となります。



8. 第三者が“気づく”ことのできる「様子・状況」の例

BE KOBE

- ①障害や要介護度の程度と比較して、実際に利用している**公的サービスが少なく、主に家族内で介護**している。
- ②世帯内の生計維持者等が仕事等で多忙であり、実際に被介護者の**日常的なケアを行っているのは、世帯内の子どもや若者**である。
(誰がケアを担っているのか不明な場合も含む。)
- ③世帯内の子どもや若者との会話において、**「家族が心配」・「自分が面倒を見なければならない」といった話**を聞くことがある。(当人も疲れている様子である。) など

「こども・若者ケアラーではないか」という視点で、改めて、子ども・若者本人やその家族を見直してみてください。



9. 障害福祉・介護保険サービス事業者の皆様へ

以下を参考に、「職域の範囲において、可能な範囲で支援・調整」をお願いします。

事業所内で、当該ケースに対して、サービス利用調整・その他の家族へのアプローチにより、負担軽減ができないか検討を行う。

状況が改善されない場合は、対応困難ケースと同様に、**障害者相談支援センター・圏域のあんしんすこやかセンターに連絡**し、センター内会議等で整理・共有・検討する。

当該ケアラーと接触する機会がある場合、可能な範囲で「市の相談窓口へ直接相談できる」旨を案内する。



10. 育児支援の取り扱い①(障害者総合支援法)

◆事務連絡（令和3年7月12日）

◆障害者総合支援法第5条第2項 **居宅介護（家事援助）** 及び第3項 **重度訪問介護**のサービス提供に当たって、育児をする親が十人分に子どもの世話ができないような場合（①～③の**全てに該当する**）は、

「育児支援」として保護者が行うべき養育を代替する（沐浴、授乳、子ども分の掃除、洗濯、調理、通院付添、保育所等への送迎等）

①**親が障害によって家事や付添いが困難な場合**

②**親の子どもが一人では対応できない場合**

③**他の家族等による支援が受けられない場合**



◆事務連絡（令和3年7月12日）

◆「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等

①ヤングケアラーに係る相談支援従事者研修

②ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援

- ・ **モニタリング期間（適切な期間の設定）**
- ・ **医療・保育・教育機関等連携加算（関係機関との面談、計画作成）**
- ・ **集中支援加算（モニタリング月以外の月に関係機関が主催する検討会議に参加）**



こども・若者ケアラー相談・支援窓口 (R3.6.1～)

BE KOBE

対 象 : こども・若者ケアラー当事者、関係者

時 間 : 平日 9 時～17 時 (祝日・年末年始除く)

場 所 : 総合福祉センター 1 階

相談員 : 3 名 (社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師)



0 7 8 - 3 6 1 - 7 6 0 0

carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

来所での相談も対応

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

